

官民連携移動型車両等導入事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、災害時に快適な避難所環境を確保するため、県内の民間事業者や災害ボランティア団体等におけるキッチンカーやトイレカーなどの移動型車両等の購入に要する経費に対し、予算の範囲で、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 移動型車両等 能登半島地震の際、避難所等で温かい食事の提供や快適なトイレ環境の確保等の被災者支援に活用され、その有用性が認識された移動型車両（キッチンカー、トイレカー、ランドリーカー、シャワーカー等（トレーラーを含む。））
- (2) 避難所 災害のため、自宅で過ごすことが困難になった時、一定の期間避難生活をする場所

(補助要件)

第3条 この補助金は、令和8年2月27日までに事業を完了するものを交付の対象とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、団体又は個人事業主とする。

- (1) 徳島県内に事業所を置く法人、団体又は個人事業主であり、法人格を有しない団体にあつては、代表者及び所在地が明らかであること。
- (2) 明確な会計処理を実施していること又は実施できると認められる者であること。
- (3) 県税等を滞納していない者であること。
- (4) 県が実施する活用状況等の調査に対して、必要な情報を提供する者であること。
- (5) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有しない者であること。

2 交付の申請は、1事業者につき1件を限度とする。

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第5条 第1条に規定する補助対象経費、補助率及び補助上限額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率及び補助上限額
車両購入等（ベース車両費、付帯設備費、改造費、外注費、災害時の活用に必要と認められる車両に係る設備費及び備品費等）に係る費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）	(1) 補助率 補助対象経費の総額の3/4以内（万円未満の端数切り捨て） (2) 補助上限額 500万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に係る経費については、補助対象としないものとする。

- (1) 交付決定前に発注、購入又は契約等を行ったもの
- (2) 車両使用のための許認可等取得に係る諸経費
- (3) 人件費、労務費
- (4) 車両の運搬費
- (5) 自社製品、自社施工に係る経費等
- (6) 印紙、振込手数料及び代引手数料
- (7) 社会通念上、県補助金を充当して行う事業の経費として不適切と認められるもの

(補助金交付申請書等)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書(様式第1-1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第1-2号)
- (3) 収支予算書(様式第1-3号)
- (4) 見積書(任意様式)
- (5) 申請者の概要が分かる書類(規約、定款、組織図等)
- (6) 県税等について未納がない旨の証明書(原本)
- (7) 登記簿謄本、決算書(直近1期分)又はこれに準ずる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事が定める期日は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条1項各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の承認を受けて、財産の処分等をする場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。また、維持・管理に関する費用については補助事業者の負担とする。
- (3) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならないこと。
- (4) 平時は、移動型車両等を活用し、営利を目的としない社会貢献活動を行うこと。
- (5) 災害時は、県の要請に応じ、移動型車両等を派遣し被災者支援活動を行うこと。
- (6) 移動型車両等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づく耐用年数以上所有することとし、原則として徳島県内で運用及び管理すること。
- (7) 移動型車両等の使用に関する許認可(営業許可等)は、補助事業者の責任により行政機関等に届出し、またその写しを県に提出すること。
- (8) 事業完了後は、県に移動型車両等を登録すること。

(9) 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該年度の3月末の状況を翌年度4月末日までに実施状況報告書（様式第2号）により提出すること。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費配分のうち、各経費区分間の20パーセントを超えない金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更（中止・廃止）事業計画書（様式第3-1号）

(2) 変更収支予算書（様式第3-2号）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業完了に係る誓約書（様式第4-1号）

(2) 収支報告書（様式第4-2号）

(3) 移動型車両等購入に係る領収書及び領収書内訳書の写し

(4) 移動型車両等登録票（様式第4-3号）

(5) 事業実施が確認できる書類（車検証写し、写真又は許認可等写し）

(6) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が規則第14条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

- (1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。
- (3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。
- (4) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。
- (5) その他、この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の取りまとめ)

第15条 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに実施状況報告書(様式第2号)により知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。

(書類の保管等)

第16条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条の規定による知事の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。なお、対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号に定める財産とする。
- 3 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。
- 4 規則第17条の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については知事が定める期間)とする。
- 5 知事は、規則第17条の承認をするとき及び補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるとき(取得財産等の処分が前項に定める期間の経過後である場合を除く。)は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがある。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。